

平成24年7月24日

大阪市長 橋下 徹様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播磨政明



公益通報（第22-01-66号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。

直ちに、必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

浪速区のある公園（以下「A公園」という。）に設置されているテニスコートを管理している団体（以下「愛護会X」という。）は、テニスコートの使用に際して徴収している利用協力金等を、地域団体の行事に充てる等の経理をしている。ゆとりとみどり振興局にこの問題の顛末について回答を求め、ゆとりとみどり振興局から回答があったが、回答がなされるまでの2カ月以上の間、何もしていないと読み取れる文書だった。また、大阪市は、公園の収入金を徴収すべきであったのに、それを怠っている。

2 調査経過

本件については、概ね次のような調査を実施した。

- (1) 平成22年7月 第22-01-66号の公益通報があり、ゆとりとみどり振興局に対して調査を指示。
- (2) 平成22年11月 調査手法について再度検討。
- (3) 平成23年1月 ゆとりとみどり振興局から、本件に関する第1回目の報告書が提出される。
- (4) 平成23年2月 公園に関する他の通報案件と併せて、公園管理制度に関する調査の実施方針決定。
- (5) 平成23年3月 ゆとりとみどり振興局に対して、都市公園の実態や管理に関する法的根拠等に関する見解を出すよう要請。

城東区に所在する公園（以下「B公園」という。）における利用協力金等の状況について、ゆとりとみどり振興局に対して照会を行い、同局から回答が提出される。

- (6) 平成23年6月 公園施設の設置管理のあり方について再検討。
住之江区に所在する公園（以下「C公園」という。）に対して、施設管理のあり方について実地調査を実施。
- (7) 平成23年7月 ゆとりとみどり振興局から、国土交通省及び総務省に対して行った照会内容に関する結果報告が提出される。
- (8) 平成23年8月 公園施設の設置管理許可のあり方等について、個別の公園ごとに調査していく方針を決定。
此花区に所在する公園（以下「D公園」という。）の施設管理のあり方について調査を実施。
- (9) 平成23年10月 都市公園内倉庫等設置許可取扱要綱が制定される。
- (10) 平成23年12月 C公園に対して施設管理の観点から再度、実地調査を実施。
- (11) 平成24年1月 D公園に関して、地域住民団体に対して公園施設の管理許可が出される。
C公園に関する報告書が提出される。
- (12) 平成24年2月～3月 利用協力金等の性質等について検討。
- (13) 平成24年3月 ゆとりとみどり振興局に対して、B公園における利用協力金等の使途に関する調査を指示。
- (14) 平成24年4月 ゆとりとみどり振興局に対して、東淀川区に所在する公園（以下「E公園」という。）に関する調査を指示。
- (15) 平成24年5月 ゆとりとみどり振興局から、B公園における利用協力金等の使途の状況に関する回答が提出される。
- (16) 平成24年6月 ゆとりとみどり振興局から、E公園に関する第1回目の調査報告書が提出される。
A公園及びE公園に対する実地調査を実施。
E公園に関するヒアリングを実施。
- (17) 平成24年7月 ゆとりとみどり振興局に対して、A公園に関するヒアリングを実施。
ゆとりとみどり振興局からA公園に関する改善報告書が提出される。
A公園に対して、再度実地調査を実施。

3 調査結果

上記のような調査の結果、次のような事実が判明した。

- (1) ゆとりとみどり振興局による調査
ア A公園について
(ア) 愛護会Xによるテニスコートの管理について
ゆとりとみどり振興局は、再整備を行ったA公園について、ホームレスによる不法占拠への対策として平成13年12月から施錠管理を行うこととした。
A公園の管理方法について、ゆとりとみどり振興局が地元住民と協議調整を行った結果、愛護会Xにテニスコートを含む公園全体の施錠管理を依頼することになったが、公園施設の管理許可手続は、とられなかった。
愛護会Xは、平成13年12月から平成22年3月末までの間、利用調整を行い、テニスコートの利用者から1面1時間につき500円を「協力金」として徴収しており、

徴収した総額は、1,164,916円であった。

ゆとりとみどり振興局は、テニスコートに「協力金」についての表示を含む看板が設置されたことを、平成21年秋ごろには認識していた。

「協力金」として愛護会Xが徴収した1,164,916円からの支出は、平成22年3月末時点では577,359円であったが（費消されず残金として残っていたのは、587,557円）、支出の大半にあたる425,144円が、愛護会Xの主催する花見会のビール代や地元町内会の懇親会への支払い、地元町内会への寄附などテニスコートの維持運営経費とは認められないものに充てられており、実際にテニスコートの維持管理に充てられている金額は、3割に満たなかった。

ゆとりとみどり振興局は、平成22年3月15日付けの公文書公開請求を契機として、愛護会Xについて不適正な支出があることを把握していた。

愛護会Xの構成員の認識は、「A公園のテニスコート部分及び一般公園部分の除草・清掃作業に対して、地元町内会も協力しており、地元町内会への寄附には従事者を派遣してくれていることへの謝礼的な意味合いがあった。」、「愛護会Xの構成員の中には、日常的にA公園の除草などの維持管理作業に従事してくれている人がおり、その人達に謝礼は払えないまでも慰労したいという思いがあって、慰労会を開催していた。」、「テニスコートの利用に関して、利用者が日々電話や来訪などをしてくれる状況にあって、他の公園と比較しても、A公園については拘束性が高いことから、人件費見合い分としての慰労会費を支出することについて、問題があるとは考えていない。」、「花見会は、町内会と愛護会Xの共催事業であって、希望すればテニスコートの利用者も含めて参加できることから、協力金還元の方法の一つであると地元では理解されていた。」等であって、これらの支出を不適正であるとは認識していなかった。

(イ) 不適正事実の判明後の対応について

平成22年3月以降、ゆとりとみどり振興局は、愛護会Xに、テニスコート会計を明確に区分し、その透明性を図ることなどを目的として、愛護会Xとは別の団体を立ち上げるよう助言及び指導を行ってきた。

これを受け、平成22年7月1日にテニスコートの管理運営を行うテニスコート管理運営委員会（以下「運営委員会Y」という。）が結成された。愛護会Xの会長と運営委員会Yの委員長は、同一であった。

また、運営委員会Yから出された公園施設の管理許可申請については、関係書類が全て整ったため、平成22年7月1日付けでゆとりとみどり振興局において許可決定が行われた。

しかし、この許可決定について、ゆとりとみどり振興局の本局は、愛護会Xが「協力金」として徴収してきた金銭についての整理がまだついていないことを理由として、天王寺動植物公園事務所に対して公園施設の管理許可に関する許可書（以下「許可書」という。）の交付を保留するよう指示した。

また、ゆとりとみどり振興局は、愛護会Xに、平成22年9月3日付けで、テニスコートの維持運営経費とは認められない不適正な支出分を運営委員会Yに対して返還するよう、文書による勧告を行った。

その後、同年10月15日に425,144円が愛護会Xから運営委員会Yに引き継がれ、同日、その引き継ぎが確認されたことを受け、ゆとりとみどり振興局で保留して

いた同年7月1日付けの許可書を運営委員会Yの代表者（愛護会Xの代表者）に対し、同人の自宅に出向いて交付した。

結局、愛護会Xは、不適正な事実が判明した平成22年3月以降も平成22年10月15日まで鍵を所持してテニスコートを管理し、この間同年9月27日まで協力金を徴収し続けた。

引き継がれた「協力金」残金の取扱いについて、運営委員会Yから、ゆとりとみどり振興局に相談があり、同局は、「余剰金をテニスコート利用者へ返金を行う」、「大阪市に寄附をする」等の助言を行った。その後、運営委員会Yから60万円を寄附する旨の申し出があったため、大阪市は、平成22年12月15日付けで金銭を收受した。

(イ) 愛護会Xと運営委員会Yの異同について

ゆとりとみどり振興局は、適正な管理ができる団体として区役所の認定（所在区の区長からの副申）を受けた地域住民団体が主体的に公園施設の管理運営に参画するような場合には、公園施設の管理許可を行っており、愛護会Xが管理し、利用調整を行ってきたA公園のテニスコート部分については、平成22年7月1日付けで運営委員会Yが公園施設の管理許可を受けている。

また、運営委員会Yに公園施設の管理許可を与えた理由として、ゆとりとみどり振興局は、愛護会Xによる管理には問題があったものの、運営委員会Yは愛護会Xとは別の団体であり、また浪速区長から適正な管理ができる団体であるとの副申も添えられているためであるといった見解を表明している。ただし、浪速区役所からは、天王寺動植物公園事務所からの副申依頼があった旨の報告を受けている。

なお、運営委員会Yが管理許可を受けた平成22年7月1日時点で、愛護会Xと運営委員会Yは代表者が同一人物であり、平成20年9月30日時点の愛護会Xの役員15名のうち14名が新たに発足した運営委員会Yの役員であるという状況であった。

(ロ) 公園施設の使用料について

ゆとりとみどり振興局は、公園施設の管理許可を地域住民団体に与えた場合については、地域のコミュニティ活動のために都市公園を使用するものとして、大阪市公園条例第15条第3項の規定に基づき、使用料を免除している。

平成22年7月1日付けの運営委員会Yに対する管理許可決定についても、これに該当するため、使用料を免除した。

また、上述のとおり、管理許可申請時に浪速区長名の「公園施設管理許可について（副申）」が添えられており、運営委員会Yが適正な管理を行うことができる旨が記載されている。

イ B公園について

B公園についても、当該公益通報で指摘されている内容とは異なるが、公園施設の管理許可を受けている団体が公園施設の利用者から利用協力金等を徴収していることが確認された。

ウ C公園について

C公園内に設置された倉庫についての設置許可がとられておらず、収納された物品についても問題が確認された。その後、当該倉庫に係る設置許可手続はとられた

ものの、都市公園内倉庫等設置許可取扱要綱上、本来許可を与えることができない公園愛護会に対して許可を与えていたという瑕疵があったため、委員会の指示に基づき、許可相手先を地域住民団体に変更する修正が行われた。

エ D公園について

D公園のグランドについて、利用者が利用する際に施錠管理している地域住民団体に連絡して解錠してもらわなければならず、本来公園施設の管理許可手続をとる必要があった。

しかし、その手續がとられていなかつたため、管理許可の手続きをとつた。

また、D公園内に設置された倉庫についても設置許可手續がとられていなかつたため、設置許可の手続きをとつた。

オ E公園について

E公園のグランドについて、公園運営委員会の代表者が、特定の利用者（団体）から年間10万円程度の金銭を受領していた。これらの当事者の認識は、協力金ではなく「感謝の意味で支払ったお金である」というものであったが、ゆとりとみどり振興局としては、本来無料で利用できるグランドに関して、実質的に利用料金の徴収を行つてゐるよう見られると判断し、当該の代表者に対して返金するよう指導し、公園運営委員会の代表者から支払いを行つた利用者に対して返金が行われた。

(2) 本委員会による調査

ア A公園について

平成24年6月20日に現地を確認したところ、A公園のテニスコートには愛護会Xの名義で公園使用上の注意事項に関する看板が掲示されており、申込先として電話番号と個人名が併記されているが、当該個人と愛護会Xとの関係を示す記載は、なされていなかつた。また、ゆとりとみどり振興局が管理許可を与えていた運営委員会Y名義の看板は掲げられておらず、運営委員会についての表示すらなされていなかつた。

また、テニスコートの利用可能時間は、午前10時から午後5時までと明示されているにもかかわらず、本委員会が調査を実施した午後5時半前後の時間帯もA公園のテニスコートは利用されており、利用時間が守られているとは言えない状態であつた。

さらに、「使用協力金」として1時間につき500円が必要である旨も利用時間・受付時間とともにこの看板に記載されていた。

その後、平成24年7月5日に実施したゆとりとみどり振興局に対するヒアリングにおいて、同局は、愛護会Xによる公園施設の管理に問題があつたという見解を維持しながらも、問題を把握した平成22年3月以降7月1日までの間もテニスコートの鍵を回収せず、愛護会Xに公園管理を任せていた旨を供述している。さらに、平成22年7月1日からは運営委員会Yが発足して管理が移行し、同委員会が協力金の徴収も行つていたとの主張を行つてゐるが、その際の確認としては運営委員会Yから公園施設の管理許可に関する申請書類をもらつただけであり、愛護会Xからのテニスコートの鍵の回収等は行つていなかつた。また、運営委員会Yが愛護会Xと全く同一条件で利用しつつ協力金を徴収するようになったのは同年10月1日からであり、愛護会Xが同年9月27日まで協力金を徴収し続けたことについて、ゆとりとみどり振興局は把握していなかつた。

また、浪速区長からゆとりとみどり振興局長あてに出された副申については、前記のとおり、「天王寺動植物公園事務所からの依頼に基づくものであり、地域の活動に

尽力いただいている方々が役員として名前を連ねていたことから副申を出す判断を行った」旨の報告を、浪速区役所から受けている。

イ B公園について

調査結果(1)イにある協力金等についての状況を調査したところ、平成20年度に協力金として徴収した金銭からビール券(13,460円)を購入していると見られる記載が認められた。

また、平成21年度以降、当該協力金からの支出は収入を下回っており、平成20年度末には221,500円であった繰越金が、平成23年度末には564,300円となっており、毎年多額の繰越金が存在していることが確認された。

なお、平成20年度の支出総額は214,360円であり、収入総額は202,000円であった。

ウ 定期監察（共通課題監察）に係る改善措置等について

大阪市は、平成18年度に総務局が主体となって「行政財産の目的外使用許可について」をテーマとして定期監察（共通課題監察）を実施した。

この定期監察の改善措置として地域住民団体に対する行政財産使用許可手続に関して整理が図られたが、いわゆる「利用協力金」等についての整理は、図られなかった。

4 判断

以上の調査結果をもとに検討を行ったところ、次のとおり判断するに至った。

(1) 公園施設の管理に関する法制度について

ア 公園管理者以外の者が設ける公園施設について

都市公園法は、第5条第2項で、「公園管理者以外の者が設ける公園施設」であって、「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」、「公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に限って、公園管理者以外の者が行う設置又は管理に対して許可をすることができる旨を規定している。

ここで、「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」については、公園管理者が自ら公園施設を設置又は管理するよりも、地域の状況に則したきめ細やかな管理等が期待できる場合などが挙げられており、地域住民団体による身近な公園における公園施設の設置又は管理などが想定されている。

イ 公園管理者が設けた施設に対する管理許可について

判断(1)アでも述べたように、公園管理者以外の者が設ける都市公園の施設を公園管理者以外の者に管理させること自体については、法律上可能である。しかし、今回のA公園の事例については、公園管理者である大阪市が設置した施設に関して地域住民団体に公園施設管理許可を与えて管理運営を行わせており、法律上、「公園管理者以外の者が設ける公園施設」と明記されていることから疑問が残る。

この点につき、「総務省及び国土交通省からは違法であるとの回答はなかった。」との報告をゆとりとみどり振興局から受けており、公園管理者が設けた公園施設を地域住民団体等が管理することについても、都市公園法第5条第2項を準用できるという同局の見解について、本委員会としては違法とまでは言えないものと考える。

(2) A公園のテニスコートの管理について

ア 愛護会Xによるテニスコートの管理について

愛護会Xは、そもそもA公園において金銭を徴収すること自体について、大阪市の許可等を得ていない。そのため、いかなる名目であるにせよ、公園施設の利用料に類するものを徴収することはできない。

また、愛護会Xは、維持管理に充てるとして長年にわたりテニスコートの利用者から「協力金」と称して金銭を集めているにもかかわらず、テニスコートの維持管理とは認めがたい地元町内会に対する寄附や愛護会Xの主催する懇親会や花見などの費用の支払いに当該金銭を充てており、使途の面からも問題があるものと考える。

イ 不適正事実の判明後の対応について

A公園の管理を所管するゆとりとみどり振興局は、平成21年の秋ごろには当該公園で協力金を徴収していることを認識していたが、その後も適切な措置をとっていなかった。これについて、ゆとりとみどり振興局は、当該公園の整備経過や利用協力金等についての基準がないため、内部検討に時間を要していたと主張しているが、そもそもA公園のテニスコートについては、許可なく維持管理名目で金銭を徴収していたのであって、許可を得て利用協力金等を徴収している場合とは異なる。そのため、ゆとりとみどり振興局は、問題を認識した後、愛護会Xに対し速やかに金銭の徴収を停止させる等の措置をとるべきであった。その後、ゆとりとみどり振興局は、平成22年3月15日付けの公文書公開請求を契機としてA公園のテニスコート管理に関する支出についても不適切な内容があることを把握するに至ったが、テニスコートの鍵を回収せず、その間愛護会Xが協力金も徴収していると聞いていながら同年10月15日まで引き続き愛護会Xに管理を委ねていたのであり、適正な改善を怠っていたものと判断せざるを得ない。

A公園については、当初、公園施設の管理許可が行われていなかったものの、平成22年7月1日に運営委員会Yに対して公園施設の管理許可が出されている。

その際、愛護会Xによる協力金の問題が未整理であるとして運営委員会Yに対する許可書の交付を留保する一方で、平成22年10月15日に許可書を交付するまでの間においても、運営委員会Yが発足し管理していると言いつつ、愛護会Xの代表者の手元に鍵を置いたままにしていた。

平成22年3月には公園施設の利用に関して愛護会Xが無許可で公園利用者からテニスコート利用に伴う「協力金」として金銭を徴収し、それらの大半を本来の徴収目的以外の目的に私的に費消していた事実が明らかとなっていた以上、少なくとも本件事例について改善が図られるまでの間、そもそも都市公園法に基づく管理許可を受けていない愛護会Xからテニスコートの鍵を回収するなど、管理を行わせないような措置をとるべきであったと考える。

また、本件の調査に際して、A公園のテニスコートに関して当初公園施設の管理許可がとられていなかったことが判明した。そのことについて、ゆとりとみどり振興局は、A公園については一般の公園部分を閉鎖して管理することとなったため、公園施設の管理許可に関する手続は不要であると考え、テニスコート部分についても同様に、手續が必要であるという認識にいたらなかったために、公園施設の管理許可手続がとられていなかったと主張している。

しかし、日常公園の見回り等を行っている同局が、10年近くに渡ってその誤りを認識することもなく、結果的に是正も行われなかつたことについては、極めて遺憾である。

ウ 愛護会Xと運営委員会Yの異同について

今回のA公園のテニスコートについてみると、調査結果(1)ア(ウ)でも述べたように、浪速区長が運営委員会Yについて適正な管理を行うことができるものと認めて副申書を出すことにより、平成22年7月1日付けで運営委員会YがA公園のテニスコートの管理許可を受けている。

これについて、ゆとりとみどり振興局は、役員体制も含め愛護会Xと運営委員会Yは別の人格であるため、浪速区長からの副申に基づいて許可を決定した旨を主張しているが、そもそも愛護会Xも運営委員会Yも任意団体であり、法人格の無い団体である。

その上、団体の構成員は、調査結果(1)ア(ウ)にもあるように管理許可を受けた平成22年7月1日時点で、愛護会Xと運営委員会Yは代表者が同一人物であり、資料から分かる範囲では、発足時の運営委員会Yの役員の実に7割が不適正な金銭徴収が行われていた平成20年9月30日時点の愛護会Xの役員等であった。

また、ゆとりとみどり振興局は、運営委員会Yの事務所である地域集会所ではなく、運営委員会Yの委員長が、自宅でテニスコート利用に関する申込みの受付業務を行っていると本委員会に報告している。しかし、同局が受領したテニスコート管理運営委員会規則と愛護会Xの規約を検討すると、事務所を会長宅におくとしているのは愛護会Xである。この報告によると、運営委員会Yが愛護会Xとは異なる団体として立ち上げられたと言いながら、愛護会Xの代表者が自宅において従前と全く変わらずテニスコート利用に関する申込みを受け付け、その利用調整をしていると言わざるをえず、運営委員会Yの活動実態があるのか大いに疑問がある。形式的な役員構成のみならずこれらの状況からも、愛護会Xと運営委員会Yが異なる団体であるというゆとりとみどり振興局の主張については疑惑が残る。

さらに、問題が発覚し、ゆとりとみどり振興局による公益通報に基づく調査が実施された後である平成24年6月20日の時点でも、A公園のテニスコートには愛護会Xの名義で看板が掲示されていた。また、その看板の記載からはテニスコートの利用申込みは、個人が受け付けるように見え、個人と愛護会との関係は示されておらず、ゆとりとみどり振興局が管理許可を与えたはずの運営委員会Yの名称等は、一切記載されていない。天王寺動植物公園事務所は、その管理下の公園を定期的に巡視しているのであるから、このような看板の実態は当然把握しているはずである。もし、ゆとりとみどり振興局が主張するように、愛護会Xと運営委員会Yが異なる団体であるならば、平成22年7月から平成24年6月までの2年間に、そのような看板が掲げられたままの状況について改善を行うべきであり、また行われているはずである。しかし、A公園のテニスコートでは、平成24年6月20日の時点でも愛護会Xの看板が掲示され、運営委員会Yの存在が確認できるものは、なにもなかった。そのような状況からは、平成24年6月の段階でも、依然として愛護会XがA公園のテニスコートを管理しているとしか見えず、A公園について同局が適正な管理を怠っていると言わざるを得ない。

加えて、ゆとりとみどり振興局は、愛護会Xから運営委員会Yに「協力金」残金の引き継ぎが行われたことを認識しており、残金解消の手段としてテニスコート利用者への返金や大阪市への寄附などの方策を運営委員会Yに提示している。

これらの事情から考えれば、愛護会Xと運営委員会Yは、名称はともかく実質的

には同一性を有する団体であると判断せざるを得ず、平成22年7月1日付けで運営委員会Yに対してなされた管理許可は、不適正なものであると言える。

工 公園施設の使用料について

愛護会Xが管理していた当時に徴収した利用協力金等について大阪市が返還を命ぜることができるか否かについては、議論が分かれるところであるが、少なくともゆとりとみどり振興局が不適正な利用であると認定した金銭（425,144円）については、愛護会Xから金銭を引き継いだ運営委員会Yが、調査結果(1)ア(1)にもあるように平成22年12月15日付けで大阪市に対して寄附を行っている（寄附金額は60万円）。

また、愛護会Xないし運営委員会Yによる管理自体の適正性を疑わせる事情は確認されていないことから、大阪市において公園施設の使用料を徴収すべきであったとまでは言えない。

才 本件調査に関するゆとりとみどり振興局の対応について

調査結果(2)アにもあるように、委員会が調査を実施した平成24年6月20日の段階でも依然としてA公園のテニスコートには愛護会Xの名称で看板が掲げられており、運営委員会Yの名称はどこにも見当たらなかった。このような実態については、実際に現地に出向けば容易に確認できることであり、これを知らなかつたというのであれば、管理の観点から問題であると言える。この点、ゆとりとみどり振興局は、同月中にも巡視を行った旨を主張しているが、このような状況を知っていたにもかかわらず、漫然と放置していたのであれば、愛護会Xと運営委員会Yは実質的には同一の団体であることを、ゆとりとみどり振興局も暗に認めていることになる。また、このような現地の状況と本委員会へのゆとりとみどり振興局の報告内容との不一致は、同局による報告の信用性に対する疑惑すら生じさせるものである。

さらに、本件については、公益通報が行われるまでの間にも、公文書公開請求やゆとりとみどり振興局による現地調査などで、既にA公園について問題があることが明らかになっていた。しかし、本件の公益通報が行われ、また平成24年6月20日に至るまでも改善措置がなされなかつたことについては、ゆとりとみどり振興局に自主的な改善の姿勢が見られないという意味で大きな問題である。

(3) 公園施設一般に関する管理のあり方について

ア 利用協力金等について

本件に関し、ゆとりとみどり振興局からは、大阪市の幾つかの公園については、公園施設を管理する地域住民団体が利用協力金等を徴収し、維持管理に充てるという取扱いをしている旨の報告を受けている。

利用協力金等について、大阪市として決定された取扱いの方針や基準は存在しない。また、利用協力金等は、厳密に言えば公金に該当しないが、大阪市の財産である公園施設の利用者から金銭を徴収することから、公金同様に厳正に取り扱われる必要がある。

こうしたことから、平成24年4月から、利用協力金等について前年度の収支報告を5月末までに区役所を経由して公園事務所に提出することなどを定めた新しい管理許可条件も課されているものの、利用協力金等についての大阪市の整理は、未だ十分ではない。このような状況を放置すれば、今後、不適正な金銭徴収やその私的利用を行う団体が生じてくる可能性も否めないため、利用協力金等の位置づけについて早急に整理するべきである。

その際には、例えば、維持管理に必要な範囲での実費負担として整理を図るといった手法や、利用協力金等の徴収を禁じ、公園施設の管理団体等が負担している当該施設の維持管理に必要な費用については、補助金等で支弁する手法など、様々な観点から利用協力金等のあり方そのものについて検討を行う必要がある。

しかし、いずれの場合であっても、利用協力金等の性質が実費弁償であるのならば、施設の維持管理に必要な範囲に限定すべきであって、その目的を超えて地域住民団体が徴収・管理・費消するようなことがないよう、大阪市として適正に管理しなければならないことは言うまでもない。

また、利用協力金等の整理に際しては、一部で実施されているように公園施設の施錠及び解錠を業者に委託するなど、そもそも利用協力金等が発生しない仕組みを構築することも考慮されたい。

イ 実態把握について

調査結果でも述べたように、B公園について地域住民団体が利用協力金を徴収し、多額の余剰金を保有している事実が判明している。

また、E公園においては、公園施設の管理を行っている地域住民団体の代表が特定の利用者から個人的に「協力金」名目で金銭を受領するなどの問題も、明らかになっている。

大阪市が利用協力金等の徴収を認めていない公園で名目を変えて金銭を受領しているケースがあれば、それを適正化することはもちろんのことであるが、利用協力金等の徴収に関して不適正な事案が生じないよう未然防止する観点からは、大阪市が利用協力金等の徴収を容認してきた公園施設についても、その実態を把握し、本来の制度趣旨に沿った運用がなされるよう適正に管理していく必要がある。

さらに、C公園・D公園についても公園施設の管理や設置に関する許可や手続きにおいて瑕疪が見られており、公園施設全体の管理のあり方について、見直しを行うべきであると考える。

ウ 定期監察（共通課題監察）に係る改善措置等について

そもそも公園施設に関する利用協力金等については、公園を所管するゆとりとみどり振興局が主体となって課題を解決すべき問題であるが、平成18年度定期監察（共通課題監察）の際に利用協力金等の存在について認識しながらも、関係所属においてその整理が行われなかつたことは適切さを欠くものである。

5 効果

- (1) A公園に関して、愛護会X及び運営委員会Yの異同について、再度精査を行うとともに、運営委員会Yに対する公園施設の管理許可の見直しを行うこと。
- (2) 大阪市が所管する全ての公園について、所在区の区長の副申、公園施設の管理許可が適切に行われているかどうかを調査し、併せて「協力金」等の名目で実質的に使用料を徴収しているケースがないか確認すること。なお、この調査に関して問題が発見された場合には、速やかに是正すること。
- (3) 利用協力金等の位置づけについて早急に整理を行い、利用協力金等を徴収している公園については収支状況等を把握するとともに、使用目的等についても精査を行い、余剰金が発生している場合には、これを解消させる措置を講じること。